

利用企業
募集中!

人材育成型

専門家派遣事業

～ 企業ニーズに応じたオーダーメイド型の専門家派遣により、
「従業員の成長 + 企業課題の解決」をセットでサポートします～

募集期間：令和6年1月31日（火）午後5時

1 人材育成型専門家派遣事業の特徴

費用の1/2を
県が助成

- 自動車・医療機器等の**ものづくり分野**又は**ICT分野**の事業展開における
個別課題について、専門家が解決手法を指導・助言します。
- 手法を習得して成長した**従業員による、自社主体の事業展開**が可能になります。

（対象）以下の内容を全て満たす取組です。

- 成長分野等の事業展開（DX等業態転換やデジタル化、事業の多角化を含む。）に資する取組
- 従業員の技術・技能の向上を目的とした人材育成の取組
- 2の目的に向けて、その技術・技能の**専門家から助言・指導を受けようとする取組**
- 前年度に本事業を活用した事業者が、前年度に活用した専門家から、**前年度と同じ内容について継続して指導等を受けようとする取組でないもの。**（前年度の人材育成が十分な結果に終わっていない場合を除く。）

2 助成対象の経費、県の助成割合等

対象経費	県の助成割合	助成上限額	
専門家謝金	1/2	1回の助言・指導時間が、 ・5時間未満の場合 2.5万円/回 ・5時間以上の場合 5万円/回	1事業につき、 40 万円 上限
専門家旅費		-	

※謝金及び旅費の全体額から県の助成額を除いた額が企業のご負担となります。

※1社あたり年間最大5回まで利用可能です。

3 これまでの活用事例

ものづくり分野



- IoTによる工程管理システムの導入検証
- 3DCADを活用した生産性向上
- 品質管理手法の強化及び開発製品の品質向上
- 医学・医療教育用シミュレータロボットの製品開発
- VBAを用いた作業効率の向上

ICT分野



- IoTネットワーク管理者の育成
- サーバーのセキュリティ研修
- 映像製作とWeb配信事業の新規参入

【問い合わせ先】 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部産業人材課（担当）岸本、山本
電話：0857-26-7224
e-mail：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp



制度詳細はコチラ↑

裏面の
「ご利用の流れ」も
ご覧ください。

4 ご利用の流れ

令和6年2月末までに
完了するスケジュール

1
ステップ

まずはご相談ください（要件の確認など）

- ✓ 対象分野に関連する取組か、スケジュール（実施期間）等を確認させていただきます。
- ✓ 希望される内容をもとに、担当者が専門家の選定をお手伝いすることもできます。

2
ステップ

専門家派遣の申込み（課題、指導内容、希望する専門家など）（～審査）

- ✓ 実施要領に定める「依頼書」をご提出ください。
（あらかじめ「人材育成型専門家派遣事業 審査のポイント」をご確認ください。）

3
ステップ

派遣決定～実施計画作成及び派遣実施

- ✓ 専門家と内容、育成目標、日程等を調整してください。これを踏まえ、専門家が実施計画を作成します。
- ✓ この計画に添って、専門家が御社を訪問し、指導します。（なお、最寄り駅・バス停等からの専門家のアテンドは派遣決定企業で行ってください。／実施の際に、県の担当者が同席する場合があります。）

4
ステップ

実施結果の報告

- ✓ 本事業が終了日から起算して10日を経過する日までに、指導内容や得られた成果等について、実施要領に定める「事業完了報告書」をご提出ください。

5
ステップ

専門家謝金の支払い

- ✓ 事業完了報告書提出日から30日を経過する日までに、企業負担分の謝金及び旅費を専門家が指定した口座へお支払いください。（専門家との協議により支払い条件が変わる場合があります。）

詳しくは、鳥取県のホームページをご覧ください。

実施要領、申請様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/283218.htm>

詳細はコチラ→



～よくあるご質問～

○「成長分野等の事業展開（DX等業態転換やデジタル化、事業の多角化等を含む。）に資する取組」について

Q：成長分野等の事業を実施していれば、どのような内容でも対象になるか。

A：助言・指導を受けようとする内容が、成長分野等の事業展開（DX等業態転換やデジタル化、事業の多角化等を含む。）に向けて必要となる技術・技能の向上に資するかを判断します。

Q：現在、成長分野等の事業は行っていないが、専門家派遣を受けることはできるか。

A：成長分野等の事業を行う予定があり、そのために必要な内容であれば対象となります。

○専門家派遣の2か年連続活用について

Q：要件の「前年度に本事業を活用した事業者が、当該事業において活用した専門家から同種の内容について継続して助言・指導を受けようとする取組でないもの。」の趣旨は？

A：本事業は、取組の立ち上げの支援を目的としているため、こうした要件を設けています。

なお、異なるテーマに取り組み場合は、他の要件に該当していれば利用いただくことができます。

～実施にあたって、あらかじめご了解いただきたいこと～

○派遣決定企業は、専門家への相談事項を事前に十分に検討し、効果的、効率的に助言・指導を得られるよう努めてください。

○適切に実施されていないと認められる場合で、改善が見られない場合、派遣を中止する場合があります。

○派遣決定後に、やむを得ない理由で日程に変更が生じた場合や専門家派遣の実施を中止する場合は、速やかに県の担当者にその旨を連絡してください。

○派遣決定企業の都合により中止した場合で、専門家に既に支出した費用等がある場合は、当該費用を専門家にお支払いください。